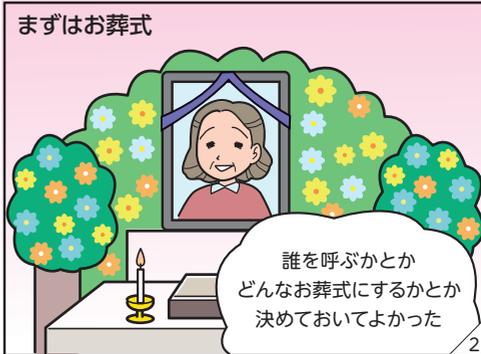




親亡き後に備える



親亡き後のことを考えよう

親亡きあとの手続きは、誰にとっても大変なことです。

この章ではまず最初に、親亡き後の手続きを知り、自分でできること・難しいことを整理しましょう。難しそうだったことは準備編(STEP 3)を見て、そのときへの備えを固めましょう。1人で全てやろうと思わずに、親族や専門家、支援者など頼れる人を見つけて一緒に進めていくことで、不安が少し減り安心が増えると思います。STEP 2、3は書き込み式となっています。親御さんと話し合いながら、空欄を埋めていく作業ができるとういんですね。

STEP 1 親が亡くなった後の主な手続き…………… P.38

- 葬儀関係** 近親者への連絡、葬儀、納骨 等 **1**
- 届出手続き** 死亡診断書、火葬許可証、年金受給停止、各種保険 等 **2 3**
- 相続** 遺言・相続人・財産の調査、相続手続き、名義変更 等 **4 5**

STEP 2 親が亡くなった後の生活のこと…………… P.44

- ① 頼れる人リストを作っておくこと **1**
- ② 住まいのこと **2**
- ③ お金のこと **3**

STEP 3 準備しておくこと…………… P.48

- ① 必要情報リストを作っておく **1**
- ② 引き継いでおいたほうがよい情報 **2**
- ③ いろいろな相談先 **3**

誰でもいつか迎える日のために、少しずつ考えていくと安心して暮らしていけるかもしれませんね。無理せず一歩ずつ進めてください。

STEP 1



親が亡くなった後の主な手続き

1 葬儀関係・区への届出



死亡診断書部分は病院が記入、死亡届部分を遺族が記入します。
提出には印鑑と身分証明書が必要です。提出前にコピーを数部取っておきます。

● 主な葬儀の種類について…どのような形で見送るのかを決めましょう

- ① 一般葬（通夜、告別式を行う） ② 家族葬（親族のみで行う）
- ③ 一日葬（告別式と火葬を1日で行う） ④ 直葬（火葬だけで終える葬儀）

※葬儀費用は①⇒④と安価になります。
※葬儀に関する領収書はすべて保管しておくことをお勧めします。

葬儀関係やることリスト

- 親族や葬儀参列者への連絡（亡くなったことを伝え、葬儀の日程を知らせます）
- 葬儀社の決定と葬儀の行い方の決定（葬儀社が決まればサポートしてくれます）
- 所属するお寺や教会などへの連絡（信仰やお墓の有無で連絡先が異なります）



葬儀関係・ミニ知識

- Q** 比較的安価な区民葬儀の利用はどうすればよいですか？
A 区民葬儀の利用を希望する方は、死亡届提出時に戸籍住民課より区民葬儀券を配布します。
 券を区民葬儀取扱葬儀店に渡すことで安価にご利用いただけます。その後の助成もあります。
 詳しくは [「文京区区民葬儀」](#) で検索・ご確認ください。
- Q** 葬祭費が支給されると聞きましたが、どのように手続きすればよいですか？
A 国民健康保険・後期高齢者医療制度に加入中の方が亡くなられた場合、申請によりその葬祭を行った方（喪主）に対して、葬祭費（7万円）が支給されます。手続きの期限は、葬祭を行った日の翌日から2年以内です。
 詳しくは [「文京区葬祭費」](#) で検索・ご確認ください。

2 区役所での手続き

死亡届提出後の区役所内外の手続きを1冊にまとめた「おくやみハンドブック」があります。

区ホームページまたは右の二次元バーコードからご覧いただけます。様々な手続きについての案内や受付を行う「おくやみコーナー」もご利用ください。

※手続きの種類は人によって異なります。ご相談時にご確認ください。



おくやみコーナーのご案内

- 必要な行政手続や窓口をご案内します。
- 一部の手続について証書等の預かりや申請書等の作成補助・受付ができます。
- 専用ブースで安心してご相談できます。
- 場所 文京シビックセンター2階 行政情報センター内
- 予約について WEB予約または電話予約 ☎03(5803)1328
 - ・ご予約は、死亡届提出後、2週間程度経過した後に行ってください。
 - ・ご利用は、文京区に住民登録があった方のご遺族に限ります。

[「文京区おくやみコーナー」](#) で検索

■ 受付できる手続き

<返却・返還>

- ・ 住民基本台帳カード、マイナンバーカード
- ・ 国民健康保険被保険者証、高齢受給者証、後期高齢者医療被保険者証
- ・ 限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証
- ・ 介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証 等

<申請・届出>

- ・ 葬祭費の申請
- ・ 後期高齢者医療制度の通知などに係る送付先変更
- ・ 介護保険料通知に係る送付先変更
- ・ 住民税の相続人代表者指定届 等

■ 区役所での手続きにおける主な持ち物

- 来庁される方の本人確認書類
- 預貯金通帳（相続人代表者、喪主など）
- 葬儀の領収書、会葬礼状
- 亡くなられた方の各種被保険者証、認定証などの返却物

※上記の他にも必要な持ち物があります。
 詳しくは「おくやみハンドブック」でご確認ください。



3 区役所以外での主な手続き

一般的な主な手続きです。人によって異なりますので、ご確認ください。

	主な手続きリスト	注意事項など	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	国民年金 厚生年金等の届け	加入していた年金により、手続きに必要なものが異なります。基礎年金番号がわかるものを用意して問合せしてください。	文京年金事務所 千石1-6-15 ☎03-3945-1141
<input type="checkbox"/>	銀行や信用金庫等の 口座解約	親御さんが亡くなると、口座は凍結され、引き出せなくなりますので注意が必要です。	口座を開設している 銀行等
<input type="checkbox"/>	所得税・相続税の申告・ 納税	所得税は4か月以内、相続税は10か月以内に手続きしてください。	小石川税務署 ☎03-3811-1141 本郷税務署 ☎03-3811-3171
<input type="checkbox"/>	水道・電気・ガス・電話・ 携帯電話・インターネット 名義変更や解約	同居の親御さんの契約や口座引き落としだった場合は、事前に名義変更や引き落とし口座を変更しておくとういことです。	各契約会社 水道：東京都水道局 お客さまセンター ☎03-5326-1101
<input type="checkbox"/>	NHK 手続き	名義変更や解約手続きなどはお問合せ先で確認してください。	NHK ふれあいセンター ☎0120-15-1515
<input type="checkbox"/>	生命保険の請求・火災保 険等の名義変更手続き	保険証券の番号や死亡した日、死亡した原因、保険受取人の名前などが主な連絡事項となります。	各保険会社

必要書類や手続期限については、問い合わせ先にご確認ください。手続きによって、戸籍謄本、除籍謄本、改製原戸籍などの提出を求められる場合があります。

相続に関することはP.42、住まいに関することはP.45に記載しています。

*戸籍謄本の取得は、文京シビックセンター2階 戸籍住民課にお問い合わせください。

*その他、クレジットカードの解約やパスポートの返還、運転免許証等の返納もあります。

*住まいに関することは、P.45 に詳しく記載してあります。



よくあるご質問



死亡届を出したかどうかわかりません。

火葬許可証を持っている場合や火葬がお済みの場合、死亡届は既に提出されています。

戸籍の本籍とはなんですか？

戸籍が置かれている場所のことです。戸籍が所在する区市町村を「本籍地」といいます。住民登録地と同一とは限りません。

戸籍の筆頭者とはなんですか？

戸籍の初めに記載されている方のことです。筆頭者の方が亡くなられても、筆頭者欄は変わりません。

戸籍と住民票の違いがわかりません。

戸籍は、出生、婚姻、離婚等の身分事項を公証するものです。住民票は、住民登録地を公証するものです。住民登録のある区市町村でのみ取得することができます。

死亡が記載された戸籍はいつから取得できますか？

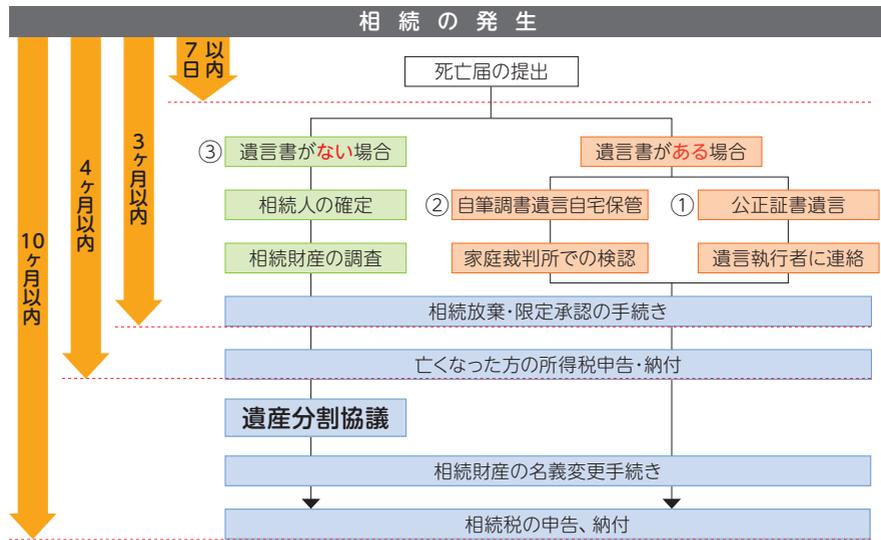
文京区が本籍地で文京区に死亡届を提出された場合、おおむね2～3週間で死亡の記載された戸籍が取得できます。また、亡くなられた方の本籍地や死亡届の提出先によって取得可能な日数が異なりますので、本籍地の区市町村にお問い合わせください。

死亡届とは別に、住民票を消除する手続が必要ですか？

死亡届の提出により自動的に消除されるため不要です。なお、亡くなられた方を除いた新しい世帯に15歳以上の方が2人以上いらっしゃる場合は、区から新しく世帯主となった方に、通知をお送りします。世帯主を同じ世帯の別の方に変更する場合は、変更届が必要となります。

4 相続に関すること

どのような手続きで相続が進んでいくかを整理してみます。



相続関係 やることリスト・パターン別 (遺言の説明はP.48にあります)

パターン別	内容
① 公正証書遺言がある場合	遺言執行者に連絡をして、相続手続きを進める
② 自筆調書遺言がある場合	相続人となる親族へ連絡する。 親族等がない場合は、相続についての相談を行う。 遺言書は開封せず、家庭裁判所での検認を行う。
③ 遺言書がない場合	相続人となる親族へ連絡する。 親族等がない場合は、相続についての相談を行う。

相続に関しての処理は基本的には法定相続人全員の同意が必要となります。

遺産分割協議

親が亡くなった後に行う、いわゆる「相続手続」のこと。銀行口座、不動産、株その他すべての財産につき、どのように分割するかを話し合っ決めて、法定相続人全員が実印を押印する「遺産分割協議書」を作成しなくてはならない。

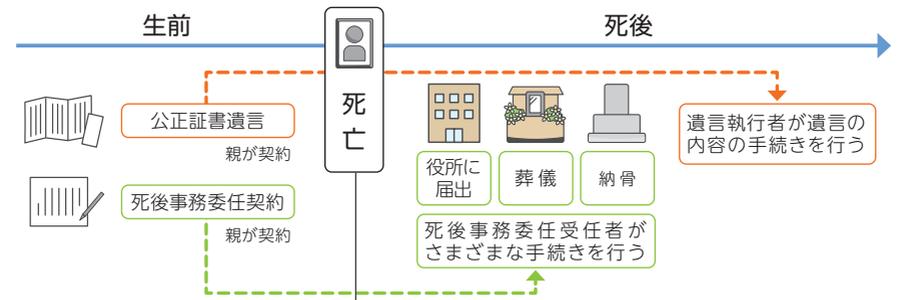
法テラス (P.43 参照) 利用可。

相続手続きは、本当に難しいです…相続について詳しい弁護士や税理士などの専門家に相談するのがおすすめです。



5 葬儀・相続などの負担を軽減するために

葬儀や相続の複雑な手続きは、事前に弁護士等に依頼・契約することで残された方が行う負担を減らせます。



親御さんが事前に行っておくと残された方の負担を軽くできることが、遺言書の作成や死後事務委任契約です。残された資産の分け方や葬儀・納骨に関することなど親御さんの意思を伝えることができます。

契約者	項目	内容
親	公正証書遺言を作成する	被相続人(亡くなった方)が生前に自分の死後の意思表示をするものです。「遺言執行者」を指定しておくこと、財産の分け方のほか、遺言書に書かれた内容を尊重して財産を引き継ぐことができます。
	死後事務委任契約を行う	親が亡くなった後の葬儀、納骨、法要、埋葬、医療費・施設利用料等の支払い、行政上の手続きなどの事務的処理を、第三者に依頼しておく契約です。委任する相手に制限はありません。この委任契約では、財産分与に関することは決められません。

法テラス

法テラスは、国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。

*法テラス東京 (☎0570-078301 新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル13F) 相談日時 月～金曜 10:00～12:00、13:00～16:00

*法テラス上野 (☎0570-078304 台東区上野2-7-13 ヒューリック・損保ジャパン上野共同ビル6F) 相談日時 月～金曜 10:00～12:00、13:00～15:30

文京区法律相談

土地、家屋、相続、金銭貸借など法律全般にわたる相談です。

相談場所 広報課 (シビックセンター14階相談室)

相談日時 火、金曜、第2・4月曜 13時～16時

要予約。詳しくは文京区ホームページで「文京区 法律相談」で検索してください。

1 頼れる人リストの作成

親御さんに何かあったとき、話せる人、頼れる人はいますか？
親御さんとお話しながら書き出す作業ができると、安心感が増えますね。
頼れる人リストが埋まらないときには、第1章の相談機関に連絡してみてください。

頼れるリスト

関係	氏名	連絡先	備考
親族 ・ 知人			
相談機関			
医療機関			
その他			



記載例 こちらを参考にしながら、リストを記載してみてください

関係	氏名	連絡先	備考
親族	文京 花子	03-3812-●●●● (文京区春日1-16-21)	母の妹。昭和20年生まれ 葬儀関係は、まずここに連絡
相談機関	△△相談センター	03-5803-××××	担当者は大塚さん、大原さん 受付時間 8:30～17:00
医療機関	〇〇クリニック	03-5803-△△△△	△△医師 親のかかりつけ医(訪問診療)
その他	□□法律事務所	03-1234-□□□□	〇〇先生 遺言執行者
	訪問介護支援	03-3812-〇〇〇〇	担当者は音羽さん 親のケアマネージャーさん

2 住まいのこと

家全体の管理について、親御さんと必要なことを確認しておきましょう。

<賃貸借契約の住居の場合>

民間の賃貸住宅や都営住宅などにお住まいの方は、管理会社に連絡をして、世帯員の変更、使用権の継承などの契約変更手続きが必要です。また、家賃の引き落とし口座が親の銀行口座だった場合は、支払い方法の変更手続きも必要です。

<親の住まいを相続して居住する場合>

家を相続する場合は、3年以内に「相続登記」の申請をすることが義務化されました。
家のメンテナンス（電気・ガス・水道・雨漏り、水回りの修繕、家の破損の対応）などで、関連する業者とのやりとりが必要です。

事前に確認しておくことリスト

項目	名称	連絡先
不動産会社(賃貸契約)		
電気会社		
ガス会社		
インターネット会社		
工務店関係など		
その他		



3 お金のこと

親亡き後の生活設計を考えておくことも、安心につながります。現在ある資産の活用、相続等を検討しましょう。また、下の表を記載することで、ひと月の家計のイメージもできるとよいと思います。生活に困る見通しがある場合には、第一章の支援機関に相談してみてください。

事前に手続きしておくこと

- ライフライン（電気・ガス・水道・賃貸借契約など）の名義変更
- ライフラインの引き落とし口座の変更
- 加入している生命保険の内容確認

1か月の生活費

項目	金額
住まいにかかるお金(家賃)	円
食費	円
電気	円
ガス	円
水道代	円
通信費(インターネット、スマホ)	円
医療費	円
新聞・本・雑誌など教養用品購入費	円
保険料(国保、年金)	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円



1か月に使う額(予算)を決めておきましょう

1か月の支出合計が、1か月の予算より少なくなるように、支出を調整しましょう。ほかに税金など年間にかかる支出があります。忘れずに計算に入れましょう。

 円

1か月に使う額(予算額)を考える時に使える相談窓口



① ファイナンシャルプランナー個別相談会

親亡き後も子どもが生きていくための「サバイバルプラン」の作成など、生活設計についての相談ができます。

具体的には、親が持つ資産を活用して、親亡き後の生活が成り立つかどうかの検討や、公的年金等を含めたひきこもり当事者の方の収入・支出を検討したり、建て替えや住み替えを含めた住まいの検討をします。個別相談会の日程や申込みについては、文京区ひきこもり支援センターのホームページでご確認いただけます。

② 自立相談支援窓口(家計相談)

経済的な課題をお持ちの相談者と一緒に家計表を作成し、家計に関する課題を「見える化」することで、家計収支の見直しを図ります。その他、貸付制度の紹介や債務整理のアドバイス、法律相談に向けたサポートを行います。

①②の問合せ先

生活福祉課 自立支援担当 ☎03-5803-1917

<家計相談の相談事例>

月々の生活費を「見える化」するために、1か月分のレシートを保管し、どの項目の支出が大きいのか、逆に支出が少ないものは何かを相談員と一緒に確認しました。

使い方に合わせた携帯料金プランの見直しなどをすることで、月々の支出がスリム化し、月々の生活にゆとりが出てきました。キャッシュフロー表の作成により、お金の課題が可視化され、自分にあった収入と支出を考えるきっかけとなりました。



ライフプランの検討をしながら、1か月に使える金額を決め、節約に繋がるような生活方法が身につけられるとよいですね。



1 必要情報リストを作っておきましょう

埋葬する場所について

事前に埋葬する場所や供養の仕方など、決まっているとよいですね。家族などの継承者がいなくても、永代にわたり菩提寺や霊園が供養する「永代供養」もあります。



墓地名	所在地・連絡先	名義

遺言書について

遺言書を作成する場合は、下の遺言の主な種類を確認・比較してみてください。

遺言の種類	<input type="checkbox"/> 自筆証書遺言	<input type="checkbox"/> 公正証書遺言 (公証役場)
遺言作成日	年 月 日	
保管場所	<input type="checkbox"/> 自宅 () <input type="checkbox"/> 親族等 ()	<input type="checkbox"/> 法務局 (法務局出張所) <input type="checkbox"/> 貸金庫 ()
遺言執行者	氏名 連絡先 ()	

遺言の内容(相続等)に関しては親御さんと一緒に兄弟姉妹とも話し合っておくとよいでしょう。

<遺言の主な種類・比較>

	自筆証書遺言	公正証書遺言
方式	全て自筆で作成 (財産目録はパソコンでの作成可) 決められたルール(作成年月日、氏名、押印等)通りに作成する必要がある	公証役場で作成 証人を2人以上立て、法律に詳しい公証人が作成する
長所	費用がかからない 1人で作成できる	紛失や偽造の心配がない 不備なく遺言書の作成ができる
短所	内容に不備や作成時の判断能力に疑義があると無効になることがある	費用がかかる
保管	本人(法務局でも保管申請は可能)	原本は公証役場で保管 正本・謄本は遺言者が持ち帰る
検認	必要(法務局で保管する場合は不要)	不要

2 引き継いでおいたほうがよい情報を作っておきましょう

親御さんから引き継いでおいたほうがよい情報などのリストです。印鑑や通帳、関連する書類などの保管場所も確認しておくとういでしょう。

とても大切な個人情報です。このハンドブックの保管はしっかりと行い、信頼できる人以外には見せないように注意しましょう



預貯金について

金融機関名(支店名)	種別	口座番号/名義人	残高/確認日
(支店)	普通 定期		
(支店)	普通 定期		
(支店)	普通 定期		

その他、換金できる資産(有価証券、貴金属、絵画、骨董等)は相続財産となりますので記録しておくとういでしょう。

年金について

年金の種類	基礎年金番号	受取口座

生命保険について

保険会社・保険名	証券番号	契約者・名義人	受取人

自宅などの不動産について

不動産の種類	所在地・名義人	面積・価格など



Q 相続手続きとは…?

A 相続とは、亡くなられた方の財産（すべての権利や義務）を、特定の方が引き継ぐことをいいます。このとき、亡くなられた方を「被相続人」、財産を引き継ぐ方を「相続人」といいます。遺言の有無や内容によって相続の手続きは変わります。公正証書遺言に関してはP43に記載があります。

Q 相続税は相続した額に関わらず発生しますか？ 相続税の手続きは必ず必要？

A 相続税とは、**基礎控除額以上の相続財産を受け取る場合に発生します。**

基礎控除額 = 3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

相続財産には、預貯金や不動産、貴金属、骨董なども含まれます。また、借入金などのマイナスの財産も相続財産となります。基本的に、相続税がかからない場合は申告の必要はありません。

ただし、特例の適用を受けることで相続税がかからなくなるというように「特例の適用を受けるための申告が必要」な場合は、申告が必要です。詳しくは税理士や税務署に確認しましょう。

Q 死亡した親名義の預金を引き出したいのですが？

A 金融機関で預金相続の手続を行う必要があります。金融機関ごとに手続きが違いますので金融機関にお問合せください。

Q 遺産相続に期限はあるの？

A 手続きの中には期間が決まっているものもあり、相続税の申告と納付は相続開始から10カ月以内、相続放棄は3カ月以内とされています。P42に記載があります。

Q 生命保険金は、相続財産に含まれる？

A 保険契約上、だれが保険金の受取人となっているかによって異なります。（亡くなった被保険者である）被相続人自身が保険金の受取人となっている場合、保険金は相続財産となるのが一般的です。

Q 相続放棄及び限定承認とは…？

A 亡くなった被相続人の資産や負債などの権利や義務を一切引き継がず放棄することを「相続放棄」、限度付きの相続を行うことを「限定承認」といいます。相続放棄の手続きは、相続発生の実事を知ってから3か月以内に家庭裁判所に申し立てを行う必要があります。

Q 相続登記とは…？

A 不動産を所有していた方が亡くなられた場合、土地・建物名義を相続人の名義に変更する手続きが必要です。令和6年4月より、相続登記の申請が義務化されました。

こちらも
ぜひ！

ウーバーさんのおひとりさま省エネ高年齢ライフ
～8050 サバイバルガイド～

ひきこもり・生きづらさを抱えた方に向けた情報が掲載されています。

